（業務の休廃止）

**第六十八条**　登録調査機関は、法第九十五条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第六十九条**　法第九十六条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第九十六条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

**第七十条**　法第百一条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　確認調査を行つた特定事業者等又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四～八　［略］

２　登録調査機関は、法第百一条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

**第七十一条**　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

２　［略］

（公示）

**第七十二条**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

| | |
|---|---|
| 法第二十一条第一項の登録をしたとき。 | 一～三　［略］ |
| 法第四十七条の規定による届出があつたとき。 | 一～三　［略］ |
| 法第五十条の規定による届出があつたとき。 | 一～四　［略］ |
| 法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 | 一～三　［略］ |

（業務の休廃止）

**第六十八条**　登録調査機関は、法第九十一条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第六十九条**　法第九十二条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第九十二条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

**第七十条**　法第九十七条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　確認調査を行つた特定事業者等又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四～八　［略］

２　登録調査機関は、法第九十七条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

**第七十一条**　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第九十七条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

２　［略］

（公示）

**第七十二条**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

| | |
|---|---|
| 法第二十条第一項の登録をしたとき。 | 一～三　［略］ |
| 法第四十四条の規定による届出があつたとき。 | 一～三　［略］ |
| 法第四十六条の規定による届出があつたとき。 | 一～四　［略］ |
| 法第四十九条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 | 一～三　［略］ |